

堺市感染症予防計画（案）の修正内容について

【大阪府感染症予防計画（案）の修正に伴うもの】

該当 ^① →②	旧	新
P21	<p>(※3) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、検査への民間検査機関等参入等に伴い、検査からゲノム解析等への役割に移行</p>	<p>(※3) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、検査への民間検査機関等参入等に伴い、<u>ゲノム解析等に重点化する。</u></p>
P22 P24	<p>新興感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合、感染症法に基づき、当該医療機関（大阪府流行初期医療確保措置に関する基準の内容を満たす協定を締結した医療機関に限る。）に対し、</p>	<p>新興感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合<u>であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合、</u>感染症法に基づき、当該医療機関（大阪府流行初期医療確保措置に関する基準の内容を満たす協定を締結した医療機関に限る。）に対し、</p>
P24	<p>大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症の自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療（健康観察を含む。）を行う病院及び診療所（高齢者施設等の協力医療機関を含む。）、服薬指導（薬剤等の配送を含む。）を行う薬局並びに訪問看護（健康観察を含む。）を行う訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結の上、</p>	<p>大阪府知事は、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症の自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療（健康観察を含む。）を行う病院及び診療所（高齢者施設等<u>や障害者施設等</u>の協力医療機関を含む。）、服薬指導（薬剤等の配送を含む。）を行う薬局並びに訪問看護（健康観察を含む。）を行う訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結の上、</p>
P27	<p>大阪府は、新興感染症のまん延時等に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、国との役割分担のもと、必要な医薬品等の確保に努め、</p>	<p>大阪府は、新興感染症のまん延時等に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、<u>医療関係団体と情報共有や連携を図りつつ、</u>国との役割分担のもと、必要な医薬品等の確保に努め、</p>
P31	<p>市は、外出自粛対象者に対し、堺市医師会・堺市歯科医師会・狭山美原歯科医師会・堺市薬剤師会・大阪府看護協会等の医療関係団体の協力を得て、又は民間事業者への委託を活用しつつ、健康観察や生活必需品の支給等の生活支援を行い、</p>	<p>市は、外出自粛対象者に対し、堺市医師会・堺市歯科医師会・狭山美原歯科医師会・堺市薬剤師会・大阪府看護協会等の医療関係団体の協力を得て、又は民間事業者への委託を活用しつつ、<u>体調悪化時等に適切な医療につなげることができる</u>健康観察の体制の整備や、生活必需品の支給等の生活支援を行い、</p>